

電気料金10%割引

(特約料金表)

2019年9月1日実施

関西電力株式会社

1 適用

この電気料金10%割引料金表（以下「この料金表といいます。」）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 特約種別

この料金表の特約種別は，電気料金10%割引といたします。

3 適用条件

- (1) 2019年9月1日から2019年12月20日までの間に，お客さまが，当社が別に定める主契約料金表（以下「主契約料金表」といいます。）のうち，eスマート10料金表（平成30年7月1日実施。），eおとくプラン料金表（平成30年7月1日実施。），なっトクでんき料金表（平成31年4月1日実施。），なっトクでんきBiz料金表（平成31年4月1日実施。），またははぴeタイムR料金表（平成31年4月1日実施。以下「はぴeタイムR」といいます。）に該当する主契約料金表（以下，これらの主契約料金表を総称して「対象料金表」といいます。なお，対象料金表が変更となった場合には，変更後の対象料金表によります。）により，新たに電気の需給契約を申し込まれた場合で，2019年9月1日から2020年1月31日までの間に電気の需給を開始されるときに，この料金表を適用いたします。ただし，2019年9月1日に対象料金表の適用を受けているお客さま，または，この料金表の適用を受けているお客さまが，需給契約が消滅した後，同一需要場所において，対象料金表により，電気の需給契約を申し込まれたときには適用いたしません。
- (2) (1)のお客さまについて，新たに電気の需給契約を申し込まれたときの需給開始日から次の検針日の前日までの期間（開始日を含みます。）の料金

算定期間（以下「初回料金算定期間」といいます。）、および初回料金算定期間の次の料金算定期間に限り、この料金表を適用いたします。

なお、この料金表の適用期間において、対象料金表による電気の需給契約が消滅した場合または対象料金表以外の契約種別に変更された場合は、消滅日または変更日の前日をもって、この料金表の適用を終了いたします。

- (3) (1)のお客さまのうち契約種別を変更された場合で、変更の際現にこの料金表の適用を受けているときには、(2)にいう需給開始日は、変更前の契約種別による需給開始日といたします。

4 料 金

- (1) 各月の料金は、主契約料金表および他の特約料金表によって料金として算定された金額から、(2)によって算定された電気料金割引額を差し引いたものといたします。

- (2) 電気料金割引額

$$\text{電気料金割引額} = \text{割引対象額} \times 10\text{パーセント}$$

- (3) 割引対象額

割引対象額は、その1月の主契約料金表に定める最低料金または基本料金および電力量料金（日割計算を行う場合は日割計算後の金額といたします。最低料金および電力量料金には燃料費調整額は含まないものといたします。）の合計といたします。

なお、ガスセット割引料金表（平成31年4月1日実施。以下「ガスセット割引」といいます。なお、ガスセット割引が変更となった場合には、変更後のガスセット割引によります。）の適用を受ける場合には、割引対象額として算定された額からガスセット割引によって定められたガスセット割引額を、はぴeタイムRの適用を受ける場合には、割引対象額として算定された額からはぴeタイムRによって算定された電化割引額を差し引いたものを、割引対象額といたします。

5 そ の 他

この料金表に定めのない事項については、お客さまがこの料金表とあわせて適用を受ける主契約料金表に定めるところによるものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、2019年9月1日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。